

## <第 5 部>

### 資料編

## 第5部 資料編

### 第4期香美町障害者福祉計画策定経過

| 期日                      | 内容                                                                                                                 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年7月31日               | 第1回香美町障害者福祉計画策定委員会<br>①香美町障害者福祉計画策定について<br>②第3期香美町障害者福祉計画、第6期香美町障害福祉計画<br>第3期香美町障害児福祉計画の実績及び検証について<br>③アンケート調査について |
| 令和5年8月28日～<br>令和5年9月15日 | 障害者福祉計画策定に関するアンケート調査                                                                                               |
| 令和6年1月11日               | 第2回香美町障害者福祉計画策定委員会<br>①第4期香美町障害者福祉計画（案）について<br>②第7期香美町障害者福祉計画（案）について<br>③第3期香美町障害者福祉計画（案）について                      |
| 令和6年1月15日～<br>令和6年2月2日  | パブリックコメントの実施                                                                                                       |
| 令和6年2月15日               | 第4期香美町障害者福祉計画（案）を香美町議会（総務民生常任委員会）に報告                                                                               |
| 令和6年2月19日               | 第3回香美町障害者福祉計画策定委員会<br>①第4期香美町障害者福祉計画の策定について<br>②第7期香美町障害者福祉計画の策定について<br>③第3期香美町障害者福祉計画の策定について                      |

# パブリックコメントの結果

---

## 1 目的

本町の令和 6（2024）年 4 月から令和 12（2030）年 3 月までの 6 年間の「障害者施策の方向性とその実現に向けた指針」として、町の障害福祉施策の在り方とその実現に向けた基本的な方向性を示すとともに、町民と行政が町の障害者施策を共有し、まちづくりを進めていくための計画である「第 4 期香美町障害者福祉計画」の策定にあたり、広く意見を求めるため。

## 2 第 4 期障害者福祉計画等の概要

第 4 期香美町障害福祉計画は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、計画期間は次に示すとおり。

計画期間

第4期香美町障害者福祉計画 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第7期香美町障害福祉計画 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

第3期香美町障害児福祉計画 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

## 3 意見募集期間

令和 6（2024）年 1 月 15 日（月）～令和 6（2024）年 2 月 2 日（金）

## 4 周知方法

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 香美町福祉課及び各地域局での閲覧

## 5 提出方法

- (1) 香美町福祉課又は各地域局への提出
- (2) 郵送による提出
- (3) F A X による提出
- (4) 電子メールによる提出

## 6 提出者数

0人

## 7 提出件数

0件

# 香美町障害者福祉計画等策定委員会名簿

任期：R5.7.1 ～ R7.6.30

| 団体名等                  | 役職等      | 委員名    | 備 考 |
|-----------------------|----------|--------|-----|
| 公共職業安定所の職員            |          |        |     |
| 豊岡公共職業安定所<br>香住出張所    | 統括職業指導官  | 尾崎 浩司  |     |
| 障害福祉関係行政機関の職員         |          |        |     |
| 兵庫県豊岡こども家庭センター        | 所 長      | 田村 太   |     |
| 兵庫県但馬県民局<br>豊岡健康福祉事務所 | 所 長      | 柳 尚夫   |     |
| 連合自治会を代表する者           |          |        |     |
| 香美町連合自治会              | 副会長      | 宮下 仙之助 |     |
| 香美町民生委員児童委員協議会を代表する者  |          |        |     |
| 香美町民生委員児童委員協議会        | 理 事      | 森本 敦子  | 副会長 |
| 香美町社会福祉協議会を代表する者      |          |        |     |
| 社会福祉法人香美町社会福祉協議会      | 会 長      | 森脇 修   | 会 長 |
| 町内の障害者団体を代表する者        |          |        |     |
| 香美町身体障害者福祉協会          | 会 長      | 三浦 寛司  |     |
| 香美町手をつなぐ育成会           | 会 長      | 日向 智子  |     |
| 特別支援教育に関係する者          |          |        |     |
| 香美町校園所長会              | 特別支援担当校長 | 片山 真理  |     |
| 兵庫県立出石特別支援学校みかた校      | 教 頭      | 上田 由紀子 |     |

| 団体名等                          | 役職等             | 委員名   | 備 考 |
|-------------------------------|-----------------|-------|-----|
| 相談支援事業所の職員                    |                 |       |     |
| 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団<br>出石精和園     | 課 長             | 金海 太一 |     |
| 医療法人敬愛会<br>生活支援センターほおずき       | 圏 域<br>コーディネーター | 中井 寿美 |     |
| 障害者の保健又は福祉に関する識見を有する者         |                 |       |     |
| 地域活動支援センターのぎく家族会              | 監 事             | 井上 幸子 |     |
| 社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団<br>北但広域療育センター | 施設長             | 稲津 慎也 |     |
| ダルマ合同会社                       | 代表社員            | 中島 雅紀 |     |

(敬称略)

# 香美町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

## （設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、町内に居住する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、及び目標値に対する達成状況を検証し、より効果的な方策を推進していくための機関として、香美町障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事務に関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) その他計画の評価及び見直しに必要な事務に関すること。

## （組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共職業安定所の職員
- (2) 障害者福祉関係行政機関の職員
- (3) 香美町連合自治会を代表する者
- (4) 香美町民生委員児童委員協議会を代表する者
- (5) 香美町社会福祉協議会を代表する者
- (6) 香美町婦人会を代表する者
- (7) 町内の障害者団体を代表する者
- (8) 特別支援教育に関係する者
- (9) 相談支援事業所の職員
- (10) 障害者の保健又は福祉に関する識見を有する者

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は町長が委嘱する日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香美町福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(香美町障害福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)
- 2 香美町障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成21年香美町告示第10号）及び香美町障害者福祉計画策定委員会設置要綱（平成23年香美町告示第53号）は廃止する。

(委員の任期の特例)

- 3 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 4 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成29年6月27日告示第100号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 用語解説

### あ

**アクティブステーションかみ**：障害のある人等と町内事業者との橋渡しを行い、就労の促進や社会活動参加を支援する「香美町福祉職業等紹介所」のこと。

**アセスメント**：障害のある人や家庭の情報、環境などの利用者の状況を把握し、日常生活の評価から希望する生活や課題等を把握すること。

**医療的ケア児**：NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

**医療的ケア児等コーディネーター**：医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターのこと。

**インクルーシブ教育**：多様な子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために教育を改革するプロセスで、国籍や人種、宗教、性差、経済状況、障害の有無に関わらず、全ての子どもたちが対象とされている。

**インクルージョン**：介護や障害などの有無を問わず、全ての人が差別なく受け入れられる社会のこと。

### か

**介護保険事業所**：介護保険法に基づき、自宅における生活支援、日帰りで通う機能訓練、デイサービス及び施設における入所（入居）支援等のサービスを提供する事業所または施設のこと。

**基幹相談支援センター**：地域の福祉に関する相談、支援の中核的役割を担う機関で、障害のある人のニーズに対応する総合相談や相談支援体制の強化、地域移行、地域定着、権利擁護、虐待防止などあらゆる役割を果たしている。

**共生型サービス**：障害福祉、介護保険どちらかの指定サービスを受けてサービスを実施している当事者がもう一方の指定を受けやすくすることを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度。

**グループホーム**：障害のある人が複数人で世話人等から生活や健康管理面でのサポートを受けながら共同生活を営む住宅のこと。

### さ

**サービス等利用計画書**：障害のある人の自立した生活を送るために、どのようなサービスをどのように利用するか明らかにするもので、計画を作成することによって、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントの手法を用いてきめ細かく継続的に支援していく。

**サテライトオフィス**：企業や団体の本社や本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

**サポートファイル**：乳幼児期から学齢期、就労期までの「縦」の連携、保健、医療、福祉、就労等「横」の連携を図ることで、障害児（者）への一貫した支援を行うことを目的として、障害児の情報が時系列に集積されたファイル（記録）のこと。

**市町版こども家庭センター**：母子保健機能（子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）をあわせ持ち、児童及び妊産婦、家庭に包括的な支援を行う。

**児童発達支援センター**：障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

**手話通訳者**：聴覚や言語に障害のある人のために手話で応対できる専門の通訳者のこと。

**手話奉仕員**：市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人のこと。

**障害者週間：**広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された、12月3日から12月9日までの1週間のこと。

**障害者就業・生活支援センター：**障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、雇用の促進及び安定を図ることを目的として設置され、求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などを相談することができる施設のこと。

**障害者地域自立支援協議会：**障害者自立支援法に基づき設置される協議会のことで、関係機関のネットワーク構築と、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

**障害年金：**疾病等によって生活や仕事等が制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金のこと。

**障害福祉サービス：**障害者総合支援法に基づいて提供されるサービスのことで、日常生活や社会生活を営むために必要な訓練などの支援を提供する「訓練等給付」と、日常生活に必要な介護の支援を提供する「介護給付」の二種類が中心となる。

**ジョブコーチ：**障害のある人に対して健康管理や生活リズムの構築支援や、安定した職業生活を送るための家族の関わり方に関して助言するなど、障害のある人がスムーズに職場で働くためのサポートをする人のこと。

**自立支援医療：**心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。

**身体障害者手帳：**身体の機能に一定以上の障害があると認められた人に交付される手帳のこと。

**生活支援コーディネーター：**高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的として、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

**精神障害者保健福祉手帳：**精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳のこと。

**精神障害にも対応した地域包括ケアシステム：**精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

**成年後見制度：**認知症の人、知的障害のある人や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みのこと。

**相談支援事業：**障害のある人やその家族から相談を受け、障害福祉サービスを受けるための手続きや障害福祉サービスに関する情報提供等、様々な助言を行う事業のこと。

## た

**地域活動支援センター：**地域で生活している身体、精神、知的障害を抱える人に、創作活動や交流の機会を提供する施設のこと。

**地域生活支援事業：**障害のある人及び障害のある児童を対象に市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業のこと。

**特別支援教育：**「障害のある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する」という視点に立ち、対象となる子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を確認して伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し改善するための適切な指導や支援を行う教育のこと。

## な

**日常生活自立支援事業**：認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。

**認知症ケアパス**：認知症の発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

**認知症初期集中支援チーム**：医療・介護の専門職が家族等の相談等から、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの初期の支援を集中的に行い、適切な医療や介護サービスなどの速やかにつなぐ取り組みを行うこと。

**NET 119**：聴覚や言語機能の障害等で音声による通話を困難としている人が、携帯電話やスマートフォン等の Web（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で 119 番通報を行うことができるシステムのこと。

**ノーマライゼーション**：「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念のこと。

**農福連携**：障害のある人等の農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを創出し社会参画を促す取組のこと。

## は

**発達障害**：広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、脳機能の発達に関係する障害のこと。

**バリアフリー**：障害のある人が社会生活をしていく上であらゆる障壁となるものを除去することで、障害のある人の社会参加を容易にし、社会的、制度的、心理的な全ての障壁が除去されること。

**FAX 119**：ファックスで通報用紙を 119 番に送信し、筆談で緊急通報ができるシステムのこと。

**福祉的就労**：一般就労が難しい障害のある人が障害福祉サービスの中で就労の機会を選択しながら働くこと。

**ヘルプマーク**：援助や配慮を必要としている人が、そのことを周囲の人に知らせることができるマークのこと。

**法定雇用率**：障害のある人の雇用について、民間企業や国、地方公共団体が一定の割合以上を雇用することを法律で定めたもの。

## ま

**モニタリング**：サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握などを通じ、継続的に評価を行うこと。

## や

**ゆずりあい駐車場**：車いす使用者、高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人の専用スペースのこと。

**ユニバーサルデザイン**：バリアを取り除くだけでなく、障害の有無に関わらず、はじめから誰もが（ユニバーサル）使いやすく利用できる施設、製品、情報を設計（デザイン）すること。

**要約筆記者**：話している内容を即時に要約して文字として伝えることで、聴覚障害者等を支援する者のこと。

## ら

**療育手帳**：知的障害や発達障害のある人へ交付される障害者手帳のこと。

---

第4期香美町障害者福祉計画  
第7期香美町障害福祉計画 第3期香美町障害児福祉計画

令和6（2024）年3月発行

香美町 福祉課

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

T E L 0796-36-1964

F A X 0796-36-3809

---